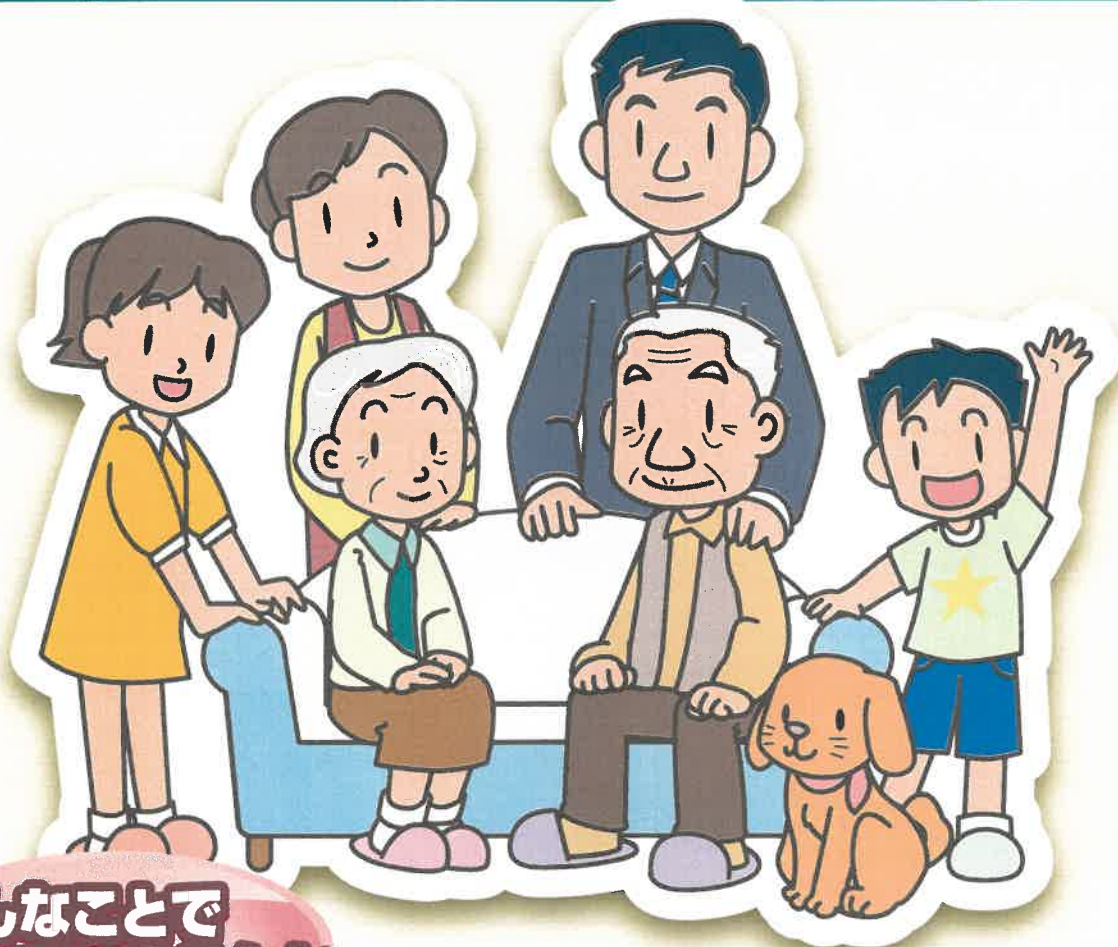


豊川市

成年後見支援センター

成年後見制度は、あなたの「あんしん」を支えるしくみです



こんなことで
困っていませんか

- ひんぱんな訪問販売や悪徳商法の被害を受けている…
- 物忘れがあり、財産管理がうまくできない…
- 福祉サービスの契約の手続きが難しそう…
- サービスを利用しているが、本人の希望が尊重されていない…
- 年金が本人のために使われていない…
- ◆ 成年後見制度についてくわしく知りたい…
- ◆ 成年後見等の申立て手続きがわからない…

豊川市成年後見支援センターは、判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、「成年後見制度」の利用をお手伝いします。

成年後見制度とは？



■ 成年後見制度とはどんな制度ですか？

認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が不十分な方々は、財産や金銭管理、様々な法的手続きを行う必要があっても、自分で行うのが難しい場合があります。よく判断ができず契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力が不十分な方々の財産や権利を保護し、生活を支援することを目的とした制度が成年後見制度で、「自己決定の尊重」「残存能力の活用」「ノーマライゼーション」の三つの基本理念と「本人の保護」の理念を調和させることを趣旨としています。

■ どういったときに利用するのですか？

**自分で
お金の管理が
できない**

認知症が進み金銭の管理や財産管理ができなくなっています。家族が代わりに銀行へ行ったら後見人をつけるように言われました。



ひとり暮らしで軽度の認知症があり、訪問販売で高額な商品を購入してしまいます。何とか悪徳商法の被害にあわないようにしたい。

**悪徳商法
の被害に
あっている**

こんにちは



**財産相続の
手続きを
したいけど**

親が亡くなり、遺産相続をするのですが、本人は重い障害があり手続きができないので、後見人が必要と言われたのですが…。



子どもには知的障害がありますが、親である自分以外に頼れる身内はいません。親亡きあとの、子供の将来のことが心配です。

**親族の
支援が受け
られない**



こんな時はご相談ください。

■ 成年後見制度にはどのようなものがあるのですか？

成年後見制度には、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2つの種類があります。

法定後見制度 すでに判断能力が不十分な方に

法定後見制度は、ご本人の判断能力の程度に応じて、3つの支援内容に分かれます。
それぞれの制度の概要は次のとおりです。

		補 助	保 佐	後 見
本人の状態		精神上の障害(認知症・知的障害・精神障害等)により判断能力が不十分な方	精神上の障害(認知症・知的障害・精神障害等)により判断能力が著しく不十分な方	精神上の障害(認知症・知的障害・精神障害等)により常に判断能力を欠いている方
医師による鑑定		不 要	必 要	必 要
手続する人(申立人)		本人・配偶者・四親等内の親族・検察官・市町村長など		
支援する人		補助人	保佐人	成年後見人
手続のときの本人の同意		必 要	不 要	不 要
同意権 取消権	与えられる権限	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為(民法13条1項所定の行為の一部)	民法13条1項所定の行為及び申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	日常生活に関する行為以外の行為
	本人の同意	必 要	不 要	不 要
代理権	与えられる権限	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為		財産に関する全ての法律行為
	本人の同意	必 要	必 要	不 要

同意権・取消権とは

- ご本人が行なった商品購入やサービス契約、住宅のリフォーム、保険の契約などの内容を確認し、問題がなければ同意をする権限です。
- 悪徳商法による契約など、ご本人が行なった「不利益や損失をもたらす取引・契約」などを取り消す権限です。

代理権とは

- 介護サービス、医療、施設入所、金融機関(銀行・保険・証券等)との取引などの契約を、ご本人に代わって行なう法律上の権限です。
- 物品の購入、遺産相続手続き、行政手続きなどを行うことができ、ご本人の預貯金通帳、不動産、保険、債券などの財産に関する重要な書類を預かって管理し、必要に応じてそれらを処分する権限も含まれます。

任意後見制度 将来の不安に備えたい方に

任意後見制度は、ご本人があらかじめ、任意後見人になってくれる人と後見の内容について任意後見契約を結んでおくことにより、ご本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見契約で定めておいた財産管理や身上監護に関する法律行為を任意後見人が代わって行う制度です。

任意後見契約は、公証人による公正証書で作成します。

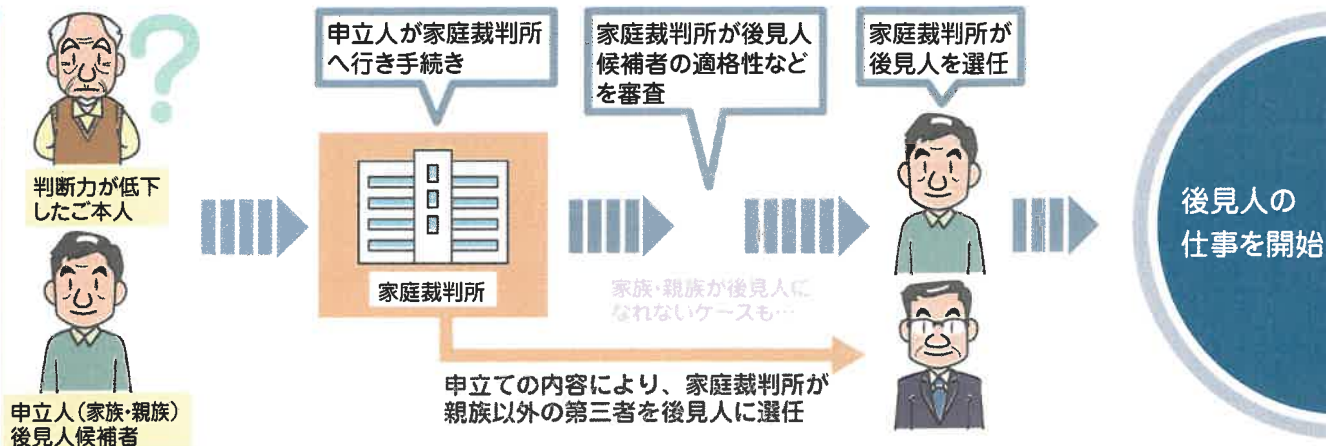
任意後見人による援助の内容はご本人の希望に応じて設定ができます。

公正証書の作成

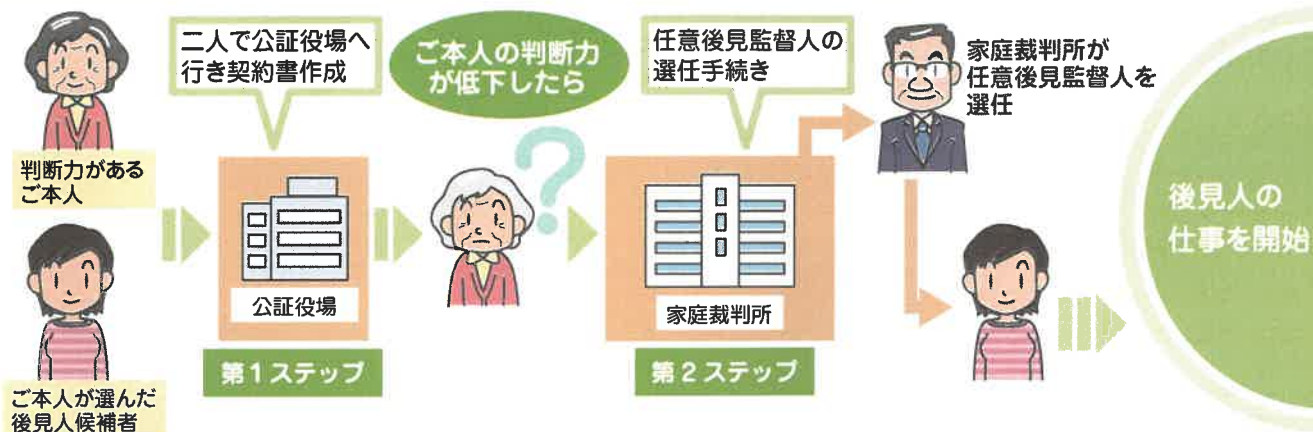
公正証書はお近くの公証役場で作成してもらいます。
詳細はお近くの公証役場にお問い合わせください。

成年後見制度の手続きの流れは？

法定後見



任意後見



法定後見制度申立てに必要な書類

対 象	提出書類	備 考
申立人	戸籍謄本・住民票	市区町村役場等で入手 ご本人との関係が分かる証明書
ご本人	申立書	関係者の住所、氏名、申立ての理由などを記入
	ご本人に関する照会書	経歴、親族、財産目録、月間の収支状況などを記入
	親族関係図	本人の父母、配偶者、子、兄弟姉妹などを記入
	診断書・鑑定連絡票	成年後見用診断書を主治医へ作成依頼
	戸籍謄本・住民票	市区町村役場等で入手
ご本人	登記されていないことの証明書	法務局で入手
	財産の裏付けとなる資料 (コピーを提出)	不動産登記事項証明書、預貯金通帳・証書、 有価証券(株式、債券、投資信託など)、保険証券
	収入・支出に関する資料 (コピーを提出)	年金・手当額通知書、給与明細書、確定申告書、 税金・社会保険の納付通知書、医療費や施設費の 領収書(直近1か月分)、各種請求書など
後見人候補者	候補者に関する照会書	家族、財産状況、後見の方針などを記入
	戸籍謄本・住民票	市区町村役場で入手

●手続き・申立て先 名古屋家庭裁判所 豊橋支部〈家事係〉 〒440-0884 豊橋市大国町110 ☎(0532)52-3237

※各地の家庭裁判所によって、提出書類の書式・内容、必要な添付資料などが異なります。

※ご本人の住居地を所管する家庭裁判所にて、申立書類セットを入手し内容を確認してください。

法定後見制度の利用にかかる費用

項 目	金 額	備 考
【収入印紙】 申立て手数料	800 円～ 2,400 円	申立て手数料については、後見・保佐・補助開始の申立て内容により異なります。
登記嘱託費用	2,600 円	
【郵便切手】 審理中の通信費用 ※申立てをされる家庭裁判所へご確認ください。	500円× 2枚(+2枚) 350円× 3枚 100円× 3枚(+1枚) 84円×10枚(+1枚) 50円× 2枚 10円×14枚(+1枚) 5円× 3枚 2円× 5枚	() 内は保佐又は補助開始の場合
医学鑑定費用	5 万円～ 10 万円 (推定額)	家庭裁判所が実施する場合のみ

＜法定後見制度の利用にかかる費用の留意点＞

- 後見申立て手続き費用や医学鑑定費用は、原則として申請手続きをする人（申立人）の負担となります。
- 医学鑑定は、後見・保佐の申立ての場合に、ご本人の判断能力の程度を確認するために、家庭裁判所が必要に応じて実施するものです。（補助は対象外）
- 申立てをするには、戸籍謄本、住民票、登記事項証明書、診断書などの書類も必要です。これらを入手するための費用も別途必要となります。
- 後見人の報酬については、ご本人の財産の状況と後見人が行った仕事の難易度などを勘案して家庭裁判所が決定をします。家庭裁判所の承認がなければ、報酬の支払いを受けることはできません。
- 後見人は、後見活動にかかった事務費（実費）を、ご本人の財産から適宜清算することができます。
- 資力が乏しい方については、後見申立て費用、後見人の報酬について公的助成が受けられる場合があります。

後見人の義務

後見人は「同意権」「取消権」「代理権」など、与えられた権限を適切に使ってご本人の生活を支えていきますが、その役割を担う上で以下の義務はしっかりと果たさなければなりません。

- ご本人の意思を尊重し、適切な生活支援と財産管理を行うこと
- 家庭裁判所又は後見監督人の指導や指示に従うこと
- 後見人として行なった仕事や財産の管理状況について、家庭裁判所や後見監督人に適切な報告書を提出すること



「ご本人の意思を尊重する義務」と「身上配慮義務」については、法律で次のように定められています。

民法858条

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

豊川市成年後見支援センター

センターでは、成年後見制度を皆さんに知っていただき、また、多くの方に利用していただくために、次のような業務を行っています。

相談（無料）



相談員による相談

電話や窓口で、成年後見制度に関する相談をお受けします。成年後見制度を利用するための手続きや申立てに関するアドバイスをを行います。

■月曜日から金曜日

（土・日・祝日および年末年始はお休みになります。）

■午前8時30分～午後5時15分

親族後見人への支援

すでに後見人等となられている親族の方の悩みや相談をお受けし、後見活動を支援します。

成年後見制度の普及・啓発

市民向けの講演会を開催したり、豊川市内の関係団体の依頼に応じて出張講座を行います。

法人後見の受任

家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が法人として成年後見人等（後見人・保佐人・補助人）の業務を行います。

こんな業務も行っています

日常生活自立支援事業

高齢または障害があるために十分な判断ができない方が、自立した地域生活をおくることができるよう、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理のお手伝いなどを行います。

うれしいな ちいきの人の 思いやり

社会福祉法人

豊川市社会福祉協議会

豊川市成年後見支援センター

〒442-0068

豊川市諏訪3丁目242番地

豊川市社会福祉会館「ウィズ豊川」内

電話 0533-83-6377

FAX 0533-83-5222

HPアドレス：<http://www.toyokawa-shakyo.or.jp>

E-mail：kouken-shakyo@toyokawa-shakyo.or.jp



H.P.がご覧いただけます



（令和5年12月末日発行）